

一般建築物石綿含有建材調査者講習

石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正により、建物の解体・改修工事時の石綿飛散防止対策が強化され、一部例外を除き、原則すべての解体・改修工事では事前に石綿含有建材の有無を調べる事前調査が義務化されました。また、**2023年10月1日以降、調査者の資格を取得したのものによる事前調査が義務付けられます。**建設埼玉では（一財）日本環境衛生センターの協力を得て、開催します。

日 時 2023年3月6日～7日 午前9時半より午後6時予定（受付9時）
 会 場 建設埼玉会館 3階（さいたま市北区宮原町4-144-1）
 受講料 46,000円（昼食・テキスト・税込）※建設埼玉資格取得報奨金対象
 受講要件 下記のいずれかの受講資格区分に該当すること
 内 容 動画視聴及び講師による講義（座学） 2日目最後に試験
 定員締切 48名 2月20日（月）※先着順（キャンセル待ちは行っていません）
 申込方法 仮申込書と実務経験確認書（必要な区分の時）を記載の上、本部までFAX、その後、所属の地区本部で必要書類等を案内・本申し込みとなります。

【主な受講資格区分】

学歴等	実務経験年数	必要書類
①. 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：2年以上	・様式1, 2 ・顔写真画像 ・卒業証明書
②. 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）	卒業後の建築に関する 実務経験年数：3年以上	・様式1, 2 ・顔写真画像 ・卒業証明書
③. 「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：4年以上	・様式1, 2 ・顔写真画像 ・卒業証明書
④. 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：7年以上	・様式1, 2 ・顔写真画像 ・卒業証明書
⑤. 「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する 実務経験年数：11年以上	・様式1, 2 ・顔写真画像
⑥. 建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上	
⑧. 8-a 石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問）		・様式1, 2 ・顔写真画像 ・石綿作業主任者証コピー